

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

核燃料サイクル開発機構法施行規則(昭和42年総理府令第46号)第6条の規定に基づく、予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果は次のとおりである。

1. 予算総則第3条の規定により、平成17事業年度において核燃料サイクル開発機構が債務を負担することができる事項と、その事項ごとの限度額のうち債務を負担した金額は次のとおりである。

(1) 一般会計予算

(金額単位：円)

事 項	限 度 額	債 務 負 担 額
該当なし		
合 計		

(2) 特別会計予算

(金額単位：円)

事 項	限 度 額	債 務 負 担 額
施設等整備に必要な経費	3,650,030,000	3,616,200,000
合 計	3,650,030,000	3,616,200,000

2. 予算総則第4条の規定による支出予算の弾力条項について、実施結果は以下のとおりである。

(1) 一般会計予算

(金額単位：円)

予 算 科 目	収 入 増 加 額	支 出 増 加 額
受 託 業 務 収 入	4,484,523	3,997,323

(2) 特別会計予算

(金額単位：円)

予 算 科 目	収 入 増 加 額	支 出 増 加 額
受 託 業 務 収 入	545,100,094	725,329,273
共 同 施 設 利 用 収 入	0	0

3. 予算総則第 5 条の規定による予算の指定する経費は、役員給与、職員給与、退職金、福利費及び交際費であり、このうち、文部科学大臣の承認をうけて、一般会計予算において、常勤職員給与から休職者給与へ 2,751,000 円を流用した。また、特別会計予算において、常勤職員給与から休職者給与へ 3,773,000 円を流用した。また、これらの経費への予備費の使用は行わなかった。

4. 予算総則第 6 条の規定により、平成 17 事業年度において機構が借入れることのできる限度額 7,150,000,000 円に対して、本年度の借入れ金額は 0 円であった。

5. 予算総則第 7 条の規定による役職員の定員及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を越えて、みだりに増加し、又は支給を行わなかった。